# 第3章 施策の展開

### 1.施策の体系

環境の関する施策を進めるにあたり、本計画の体系図は次に示すとおりです。

# 良好で快適な環境を守り育て安心して暮らせるまち

【生活環境】循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します ごみの減量とリサイクル エネルギーの有効利用 環境美化の促進 【自然環境】人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます クリーン農業の促進 森林の保全と活用 野生生物の保護管理 良好な水環境の保全 都市緑化の推進 地球温暖化防止対策 【教育・学習環境】市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、 環境意識を高めます 環境教育と環境学習の推進 市民等の自発的な活動の推進 市民等の参加機会の確保

## 2. 循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します(生活環境)

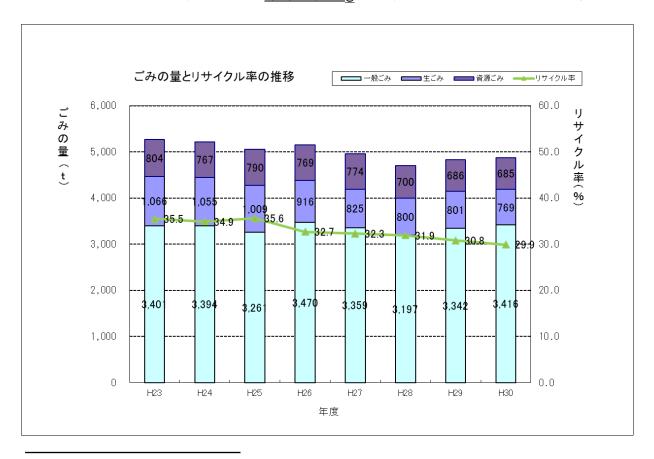
# (1) ごみの減量とリサイクル

# 現状と課題

市内から排出される一般廃棄物は、一般ごみ、粗大ごみ、生ごみ、資源ごみ(缶、びん、ペットボトル、プラスチック製の容器包装、紙製の容器包装、紙パック、古紙類)の4分別10種類に分けられたものを収集・処理しています。

家庭や事業所などから排出されるごみの量は、生ごみ、資源ごみについては人口の減少とともに減少傾向を示していますが、一般ごみは空き家整理などに伴い粗大ごみの量が増えており、今後も増加することが想定されます。

リサイクルができない一般ごみが増加することによって、リサイクル率が年々減少していることから、道の目標値であるリサイクル率30%をクリアできるよう、一般ごみの減量化に努めるとともに、資源ごみリサイクルの促進、不法投棄の防止を図ることで環境に与える負荷が少ない循環型社会のの構築を進める必要があります。



<sup>※</sup> **循環型社会**<sub>0</sub>とは、製品などが廃棄物とならないようにすることであり、製品などが循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

# 基本目標

# ・1日1人あたりのごみの排出量を10%減量化します

- ごみの減量化に係る成果指標
  - □ 1日1人あたりのごみの排出量に係る成果指標

指標項目				H30 年度実績値	R11 年度目標値
_	般	<u>_</u> "	み	698g	628g
資	源	<u>_</u> "	み	1 4 0 g	1 2 6 g
生	2	-» -	み	157g	141g
合			計	995g	895g

# ・リサイクル率を 40%まで向上します

- リサイクル率に係る成果指標
  - □ ごみの全体量に占める資源ごみ、生ごみの量に係る成果指標

指標項目	H30 年度実績値	R11 年度目標値
リサイクル率	29.85%	40.00%

## ・事業系ごみ排出量の減量化を目指します

指標項目	H30 年度実績値	R11 年度目標値
事業ごみ	1, 162 t	↓(削減)

# • 不法投棄回収量の減量化を目指します

指標項目	H30 年度実績値	R11 年度目標値
不法投棄回収量	4, 598kg	↓ (削減)

# 市の取組

# 1. ごみの発生を減らす

ごみの排出量を減らすための食品ロスの削減、生ごみの再利用及び小型家電リサイクルによる3Rの推進や、不法投棄の防止、河川の清掃活動など廃棄物の適正処理の取り組みにおいて、市民、事業者、行政の連携を推進し、循環型社会の構築を進めます。そのため、ごみになるものの拒否(リヒューズ・Refuse・拒否)とごみの発生抑

制(リデュース・Reduce・減量)を基調とし、ごみを減らしていきます。

## (1) 一般ごみを減らす

① 一般ごみの排出抑制

一般ごみの排出量を抑制するため、平成26年度から使用済み小型家電の拠点 回収を実施しレアメタルの再利用を推進しています。

## (2) 生ごみを減らす

① 生ごみの減量化の推進

たい肥化容器 (コンポスト) や電動生ごみ処理機の購入助成により普及を図る とともに、水切りの徹底や食品ロス削減に関する意識啓発を行うなど、家庭でで きる生ごみの減量化を促進します。

また、飲食店などに対して、食べ残さないための工夫を働きかけ食品ロスを削減するよう呼びかけを行います。

#### ② 広域的な生ごみ処理の推進

引き続き周辺2市2町(滝川市、赤平市、新十津川町及び雨竜町)と中空知衛生施設組合を構成し、家庭系の生ごみを対象とした施設として、最大規模処理能力55t/日のバイオガス化プラントの運営にあたっていきます。

一般廃棄物の生ごみの収集運搬については、家庭系は構成市町が担い、事業系は主に、一般廃棄物収集運搬許可業者、または排出事業者が搬入し、集約した生ごみの処理は、中空知衛生施設組合が運営する一般廃棄物処理施設「リサイクリーン」において、生ごみをメタン発酵処理し、そこから得られたメタンガスを活用し、電気や熱エネルギーに変換し、利用していきます。

また、発酵残さについては、さらに熟成を行い優良な肥料として一般販売を行うなど、農地への還元に努めていきます。

## (3) 容器包装を減らす

マイバックの普及促進

広報紙及びごみ収集車による放送などにより意識の向上を図り、マイバックの 普及を促進し、レジ袋を削減します。

## (4) 事業系ごみを減らす

① 事業系ごみの減量の推進事業系ごみの排出量の抑制などの指導を行い、減量を推進します。

## 2. リサイクルを推進する

ごみは、可能な限り再び使う(リユース・Reuse・再使用)、再生して利用する(リサイクル・Recycle・再資源化)ことにより、循環の取組を進めていきます。

#### (1) 資源物の回収を促進する

① 資源分別回収の促進

リサイクルの意識の向上や回収拠点の整備により、容器包装リサイクル法による缶、びん、ペットボトルやプラスチック製の容器包装など10種類の資源物の回収を積極的に推進していきます。

また、古着や使用済小型家電などの資源ごみについても回収拠点を増やすなどして説教的に推進していきます。

#### ② 集団資源回収の促進

PTAや町内会地域での資源回収は、資源分別回収を補完するものであり、市 民の意識啓発を促すため、広報紙などにより周知を行います。

③ 店頭における資源回収の拡大

商店と連携して、店頭におけるトレイなど資源物の回収場所の拡大や情報の提供に努めていきます。

#### (2) 再利用を促進する

① 再使用に関する情報の提供

再生品や再使用が可能な詰め替え製品の普及促進のため、継続的に啓発を行っていきます。

#### (3) 再資源化を促進する

(財)日本容器包装リサイクル協会の指定法人などへ回収した資源物を引き渡し、 再資源化を促進します。

#### 3. ごみの適正処理を推進する

廃棄物に含まれる有害物質による水質汚濁や土壌汚染などを防ぎ、市民が安心できる 適正な処理を推進していく必要があります。

そのため、家庭における適正な分別及び処理について促進し、事業系ごみについて も適切な処理が行われるように指導及び監視を行っていきます。

## (1) 家庭系ごみの適正処理を促進する

① 適正な分別の推進

広報紙や出前講座によりごみの分別方法をわかりやすく伝えることにより、適 正な分別を促進します。

② 有害ごみなどの適正処理の推進

法律により回収方法が定められている有害ごみ(使用済乾電池及び蛍光管)、 家電リサイクル品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・ 薄型テレビ)及び排出禁止物(パソコン・廃タイヤ・バッテリー・消火器・バイク)については、情報提供などを通じて、適正な回収・処理を行います。

#### (2) 事業系ごみの適正処理を推進する

事業所における廃棄物の適正な処理方法の助言・指導を行い、事業系ごみの適正 処理を推進していきます。

## (3) 災害廃棄物の処理体制を構築する

大規模な自然災害が発生した場合に課題となるのが、家庭から排出される生活 ごみや災害によって使用できなくなった家財道具や家電等の災害廃棄物の迅速な 処理や仮置き場の確保です。災害廃棄物の処理については、近隣自治体や道と連 携を図り、災害の規模に応じた災害廃棄物の処理体制の構築を推進します。

#### 4. 不法投棄対策を推進する

- ① 不法投棄は犯罪であることの広報紙などを通じた周知の徹底及び不法投棄禁止看板を設置し、不法投棄の抑止に努めます。
- ② 不法投棄を行った者が特定できる廃棄物を発見した場合は、警察へ届出します。
- ③ **清掃指導員**①による監視・指導体制の充実とパトロールを強化し、不法投棄の 未然防止に努めます。

<sup>※</sup> **清掃指導員**<sub>①</sub>とは、廃棄物の処理などについて指導を行わせるために配置している者で、畜 犬の取締などを行う野犬掃とう員を兼務しており、現在1人配置しています。なお、任務は、 次のとおりです。

<sup>■</sup> 市内の巡回清掃指導に関すること。

<sup>■</sup> ごみの不法投棄の取締指導及び関連業務に関すること。

<sup>■</sup> ごみの排出指導業務に関すること。 となっています。

#### 5. 環境にやさしい物品を利用する

環境にやさしい物品を利用することは、間接的に環境負荷を低減することになります。そのため、行政が率先してグリーン購入®やグリーン調達®を推進するとともに、市民や事業者への普及を図っていきます。

① グリーン購入・調達を推進する

市における環境に配慮した物品購入を推進するとともに、グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、市民や事業者のグリーン購入、グリーン調達を促進していきます。

#### 6. 環境教育に積極的に取り組む

学校、地域社会、職場など、多様な場における環境情報や環境教育・環境学習の機会を提供できるよう積極的に取り組みます。

- ① 環境問題について、関心を高めるための標語、ポスター、作文などに積極的に 応募してもらえるよう取り組みます。
- ② 市民や団体により環境問題に関する学習会等が開催されるよう、生涯学習まちづくり出前講座を広報紙等で周知します。
- ③ 市民や団体が環境に関する学習会を開催する際は、生涯学習まちづくり出前講座により職員を派遣するなど、積極的に支援します。
- ④ ごみ処理施設(ごみ処理センター、資源ごみ保管施設、リサイクリーン)の見 学会を実施します。

# 市民の取組

- ① 生ごみの減量に向けて、コンポストなどによりたい肥化するほか、水切りの徹 底や食品ロスを出さないように配慮します。
- ② レジ袋の削減のため、マイバックを持参します。
- ③ 再生品や詰め替え製品を購入・使用します。
- ④ ごみの適正な分別を実施します。
- ⑤ 不要品でリサイクルできるものは、フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用します。
- ⑥ 不法投棄やごみのポイ捨てをしません。
- ⑦ 環境に配慮したグリーン商品を購入・使用します。
- ⑧ 学校、地域社会、職場など、多様な場における環境教育に積極的に参加します。

<sup>※ &</sup>lt;u>グリーン購入</u><sub>②</sub>とは、<u>製品やサービス</u>を購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいい、消費者の観点でグリーン購入といいます。これに対し、生産者の観点では<u>グリーン調達</u><sub>③</sub>といいます。

## 事業者の取組

- ① 生ごみの減量に向けて、水切りの徹底や食品ロスを出さないように配慮します。
- ② レジ袋削減のため、レジ袋の有料化やマイバック持参者への優遇措置(ポイントによる割引など)に取組みます。
- ③ 再生品や詰め替え製品を購入・使用します。
- ④ ごみの適正な分別を実施します。
- ⑤ 産業廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用を進めます。
- ⑥ 不法投棄やごみのポイ捨てをしません。
- ⑦ 環境に配慮したグリーン商品を購入・使用します。
- ⑧ 職場での環境教育に取り組みます。



【リサイクルごみの収集の様子】



【家庭ごみが不法投棄された様子】